

福祉用具購入費 Q&A（よくある質問）

Q：福祉用具購入費の支給限度額はいくらですか。

A：同一年度内（4月1日～翌年3月31日）で、上限10万円（税込・購入費用の総額）までです。支給されるのはそのうちの9割～7割（自己負担は1割～3割）となります。限度額を超えた分は全額自己負担です。

Q：要介護（要支援）認定や区分変更の申請中に、介護保険で福祉用具を購入することはできますか。

A：認定結果が出る前でも福祉用具の購入は可能ですが、支給方法は「償還払い」のみとなります。ただし、購入日が認定の有効期間外である場合や、結果が「非該当」となった場合は対象外となります。そのため、支給申請は結果が出てから行ってください。

Q:福祉用具購入後に容態の急変などにより入院し、退院の見通しがない場合（死亡の場合を含む）は支給対象となりますか。

A：入院するまでに購入したものは支給対象となります。

Q:福祉用具購入後、代金を支払うまでの間に本人が死亡した場合は支給対象となりますか。

A：購入した福祉用具を使用していれば支給対象となります。なお、領収書の宛名は本人ではなく代表相続人となります。

Q:以前購入した福祉用具が壊れてしまったのですが、もう一度購入できますか。

A：同一品目については原則として再購入は対象外となります。ただし、破損した部分の「部品の交換」によって引き続き安全に使用できる場合は、部品の購入費用に限り支給の対象となります。（椅子の足ゴム等は破損した個数のみ支給対象となります。）

また、要介護状態区分の著しい変更があった場合や、過失によらない破損などで使用不能となった場合は、再度支給が認められることがありますので、事前にご相談ください。

福祉用具購入費 Q&A（よくある質問）

Q：福祉用具を紛失した、人にあげた、またはカビや汚れが落ちないことを理由に、新しく買い替えることはできますか？

A：紛失・譲渡・カビや汚れなどを理由とした再購入（買い替え）は、原則として支給対象外となります。

Q：以前、全額自費で購入した福祉用具と同じ品目を、改めて介護保険を利用して購入できますか？

A：自費で購入したものであっても同一品目の再購入にあたるため、原則として支給対象外となります。

Q：浴槽台を2台購入し、一つを浴槽の中に、もう一つを浴室に置いて段差を解消したい。浴槽台を2台購入することはできますか。

A：浴室の段差解消は浴槽台の本来の使用法や目的とは異なるので、支給対象外となる可能性があります。

また、浴室側の段差解消のための福祉用具は「すのこ」と規定されています。

身体状況や住宅の構造上、複数台の使用がどうしても不可欠であると理由書等により認められる場合に限り、例外的に複数台の支給が受けられることがあります。（※必ず事前に市へご相談ください。）

Q：温水洗浄機能（ウォシュレット）付補高便座購入する際、付属の壁リモコンも対象になりますか。

A：TAIS コード及び購入マークがついている商品であり、壁リモコンの必要性があれば対象となります。設置のための工事費等は対象外です。自費工事費を含む金額で申請する場合は、別途見積りを添付してください。

福祉用具購入費 Q&A（よくある質問）

Q: ポータブルトイレを購入する際、「暖房機能」や「脱臭機能」、「温水洗浄機能（ウォシュレット）」がついているものは、支給の対象となりますか。

A: 原則として、快適性や利便性のみを目的とした付加機能の費用は対象外となります。ただし、明確な身体的理由や環境的理由（介護環境上の理由）がある場合に限り、対象となります。

Q: ポータブルトイレの購入を検討おり、インテリアに馴染む「家具調ポータブルトイレ」を購入したいのですが、支給の対象となりますか。

A: 家具調ポータブルトイレは、一般的なプラスチック製（樹脂製）のポータブルトイレと比較して金額が高額になるため、原則として身体的な理由など、明確な必要性がない場合には支給を認めておりません。

そのため、特段の理由がない場合は、一般的なプラスチック製のポータブルトイレのご検討をお願いしております。

Q: ネット通販で購入した場合も対象になりますか。

A: 原則として、介護保険の「特定福祉用具販売事業者」として都道府県や市町村に指定・登録されていない一般的なネットショップ等で購入した場合は、支給対象外となる場合があります。必ず事前に、購入予定の事業者が介護保険の指定を受けているかご確認ください。

Q:福祉用具を購入した場合の取り付け費用、配送費用などは支給対象となりますか。

A: 支給対象外です。